

いじめ防止基本方針

山鹿市立米野岳中学校

目 次

I いじめ防止等の対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念
- 2 組織の設置等
- 3 学校の基本方針の内容
- 4 いじめの定義
- 5 いじめの理解
- 6 いじめ防止に関する基本的考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 家庭や地域との連携
 - (5) 関係機関との連携

II いじめ防止対策の内容に関する事項

- 1 本校の実態及び課題
- 2 いじめ防止等の実施内容
 - (1) いじめ防止の体制（いじめ不登校対策委員会の設置等）
 - (2) いじめ防止のための年間計画
 - (3) いじめ防止の具体的な取組
 - ①いじめの防止
 - ②いじめの早期発見
 - ③いじめへの対処
 - ④その他の取組
- 3 重大事態への対処
 - (1) 学校の設置者又は学校による調査
 - ①重大事態の発生と調査
 - ②調査結果の提供及び報告

I いじめ防止等の対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として取り組まなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 組織の設置等

(1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止等の対策のための組織」を置くものとする（法第22条）。

(2) 学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする（法第28条）。

同組織は、学校の設置者の判断により、学校が調査主体になった場合、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査主体が学校の設置者である場合、学校は設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

3 基本方針の内容

本方針は、国・県・市の基本方針を踏まえ、学校、家庭、地域その他の関係者間の連携等により、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により新たに規定された。学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

また、方針では、学校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめ防止等の対策が、校内において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

基本方針に沿った対策の実現のためには、生徒や家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

なお、より実効性の高い取組を維持するため、本方針の記載内容について

も、本校の実情に照らして適切に機能しているか定期的に点検し、必要に応じて見直す。

4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものである。その際、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるようにすることが必要である。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

併せて、学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともにストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努めることが必要である。また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えたとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが認知された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、「いじめ調査委員会」により調査指導を行なうとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応する。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しておく。

いじめの解決とは、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要である。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要である。平成26・27年度文部科学省指定「コミュニテ

イ・スクール導入促進事業」を活用し、いじめの問題についての認識を高める場を設定したり、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供したりするなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や学校の設置者において、いじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。その上で、学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、又は地方法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

II いじめの防止対策の内容に関する事項

1 本校の実態及び課題

本校では、これまでも、いじめ及び不登校の未然防止及びその解消を喫緊の教育課題と捉え、人権教育を全ての教育活動の根幹に据えて生徒の「生きる力」の育成に取り組んでいる。その間、生徒のコミュニケーションスキルの獲得や好ましい人間関係づくり、さらには生徒の自己有用感の涵養を具体的な課題と捉え、授業をはじめあらゆる機会を通してそれら課題の克服を意識した教育活動に努めている。

平成25年度の全国学力学習状況調査における質問紙調査では、食事、睡眠など、基本的な生活習慣においては、県・全国に比して顕著な差は見られなかった。最も注目すべきは、「自分には、良いところがありますか」、「難しいことでも、失敗を恐れず挑戦していますか」、「自分の行動や発言に自信を持っていますか」といった質問や「一人一人の人間には、考えや性格などに違いがあるということをお大切にしていますか」という問いに対して肯定的に答える生徒が少なく、生徒の学校生活や教育指導上の課題がうかがえる回答となっている。

また、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」、「友だちが悪いことをしたときは注意しますか」といった質問への回答の状況からも、生徒は人間関係づくりに悩むことが多く、全ての教育活動を通して自他の違いや良さを認め合いながら、自尊感情を高めるなどの取組をさらに充実させていくことが必要である。

2 いじめ防止等の実施内容

(1) いじめ防止の体制

「いじめ不登校対策委員会の設置」

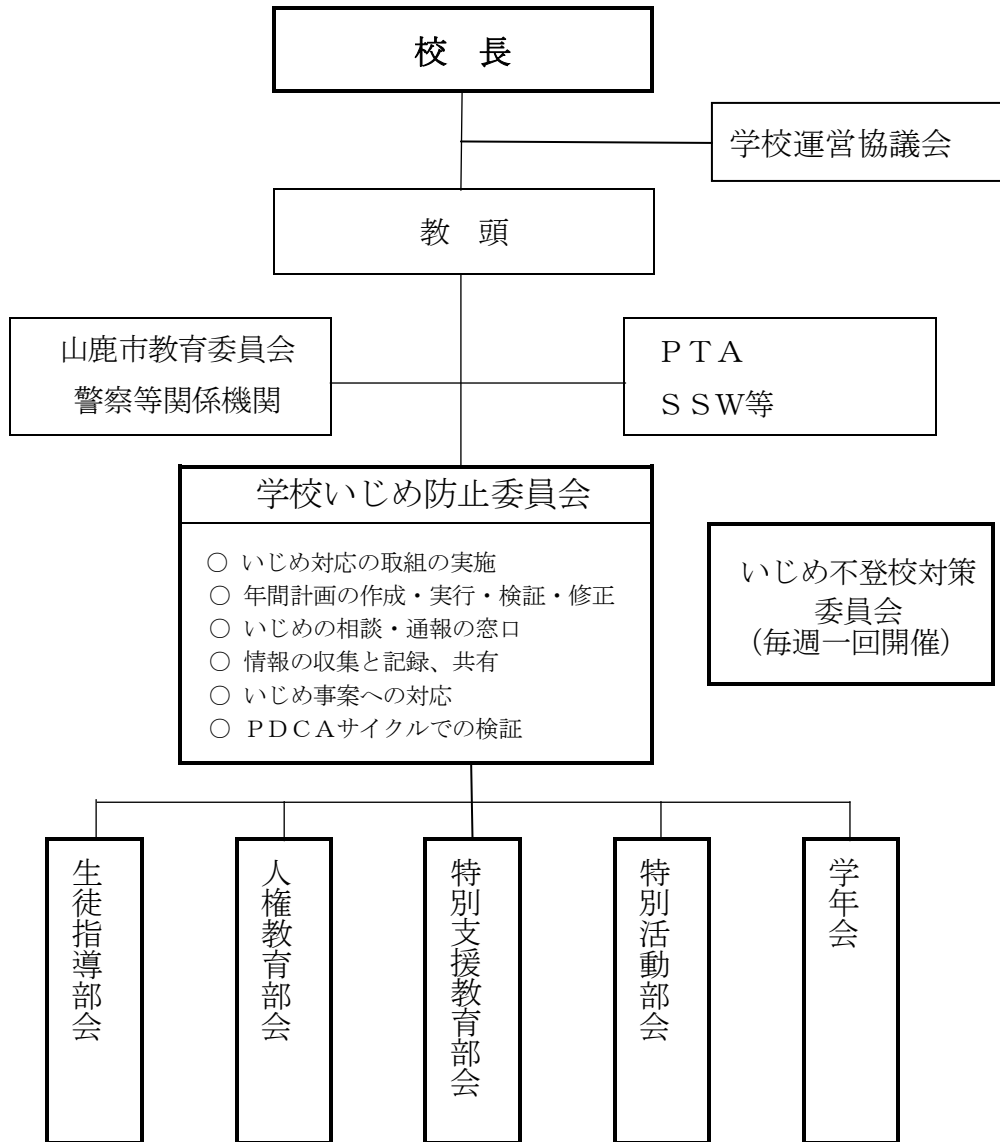
[役割]

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口及び報道機関等への対応の窓口
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、及びその共有

[構成]

- 管理職や生徒指導主事、人権教育推進教師や学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員等から、組織的対応の中核として機能するよう、学校の実情に応じて決定する。
- その他、必要に応じてST、SC、SSW、各関係機関との連携を図る。

組織図



(2) いじめ防止のための年間計画

< 1 学期 >

| | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 |
|----------------------|--------------------------------|-----------------------------|---|-----------------------------|
| いじめ防止委員会 | 第1回学校いじめ防止委員会 (年間計画・活動方針確認) | | | 第2回学校いじめ防止委員会 (1学期取組総括) |
| 校内研修 生徒指導 人権教育 | 校内研修(生徒理解) | 校内研修(いじめ防止) | 校内研修(授業改善) | 校内研修(なまこまづくり) |
| | 生徒指導・人権教育部会 | 生徒指導・人権教育部会 いじめに関するアンケート | 生徒指導・人権教育部会 | 生徒指導・人権教育部会 いじめに関するアンケート |
| 生徒会・生徒 指導部取組 | 歓迎会 いじめ根絶宣言文の唱和 (週2日通年) | 生徒会挨拶運動 レッドリボンの取組 | 生徒会挨拶運動 レッドリボンの取組 校内人権集会 心のきずなを深める月間 | 生徒会挨拶運動 レッドリボンの取組 |
| | 家庭訪問 登下校指導 | 登下校指導 (熊本地震後の アンケート) | 登下校指導 こころアンケート 教育相談 | 登下校指導 こころアンケート 教育相談 |
| PTA活動 | | 3年親子作業 | 人権教育・啓発指導者講座 | 役員ボランティア作業 県PTA等指導者研修会 |

< 2 学期 >

| | 8・9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----------------------|----------------------|-----------------------------|---|----------------------------|
| いじめ防止委員会 | 第3回学校いじめ防止委員会 | | | 第4回学校いじめ防止委員会 (2学期取組総括) |
| 校内研修 生徒指導 人権教育 | 校内研修 (人権教育・進路公開) | 校内研修(授業改善) | 校内研修(道徳) | 校内研修(なまこまづくり) |
| | 生徒指導・人権教育部会 | 生徒指導・人権教育部会 いじめに関するアンケート | 生徒指導・人権教育部会 | 生徒指導・人権教育部会 「心のアンケート」 |
| 生徒会・生徒 指導部取組 | 生徒会挨拶運動 レッドリボンの取組 | 生徒会挨拶運動 レッドリボンの取組 | 生徒会挨拶運動 レッドリボンの取組 校内人権集会 いじめアタックの取組み | 生徒会挨拶運動 レッドリボンの取組 |
| | 登下校指導 | 登下校指導 こころのアンケート 教育相談 | 登下校指導 | 登下校指導 こころのアンケート 教育相談 |
| PTA活動 | 山鹿市人権教育研修会 2年親子作業 | (人権教育フォーラム in山鹿) | | やまが人権フェスティバル |

< 3 学期 >

| | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 備 考 |
|----------------------|----------------------|--------------------------------|-------------------------|-----|
| いじめ防止委員会 | 第5回学校いじめ防止委員会 | | 第6回学校いじめ防止委員会 (年間総括) | |
| 校内研修 生徒指導 人権教育 | 校内研修(学力向上) | 校内研修(なまこまづくり) | 校内研修(人権教育) | |
| | 生徒指導・人権教育部会 | 生徒指導・人権教育部会 いじめに関するアンケート | 生徒指導・人権教育部会 | |
| 生徒会・生徒 指導部取組 | 生徒会挨拶運動 レッドリボンの取組 | 生徒会挨拶運動 レッドリボンの取組 校内人権集会 | 生徒会挨拶運動 レッドリボンの取組 | |
| | 登下校指導 | 登下校指導 こころのアンケート 教育相談 | 登下校指導 | |
| PTA活動 | | | | |

(3) いじめの防止の具体的な取組

① いじめの防止

- ア いじめを生まない土壌づくり
 - ・いじめ・差別を許さない風土づくり
 - ・共感的生徒理解とカウンセリングマインドを基盤とした教育相談の充実
 - ・生徒の自主活動及び自治を育む取組の充実
 - ・特別支援教育の視点に立った授業づくりの推進と校内支援体制の充実
- イ 校内研修の充実
 - ・「首長部局との協働による新たな学校モデルの構築事業」の推進
 - ・「生徒の居場所づくり推進テーブル」の実践
 - ・教職員の感性を磨き資質向上、体罰の禁止
 - ・小中連携（人権教育、生徒指導、特別支援教育）
 - ・授業研究（「学び合い」「まとめ」をキーワードにした日常の授業実践、基礎・基本の徹底と家庭学習の習慣化を図る学びのインフラ整備、ユニバーサルデザイン・合理的配慮）
 - ・人権教育推進上の課題整理と共通実践
 - ・「命を大切に作る心」を育む指導プログラムの実践
- ウ 教育相談体制の充実
 - ・家庭訪問、定期的なアンケートと教育相談の活用と充実
 - ・養護教諭、ST、SC、SSWの活用
- エ 全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実
 - ・「熊本の心」の活用
 - ・熊本県人権子ども集会、山鹿市人権レポート研究会、やまが人権フェスティバル、校内人権集会の開催と参加
 - ・「心のきずなを深める月間」の取組とその充実
 - ・1年生集団宿泊教室と「水俣に学ぶ」学習の充実
 - ・2年生職場体験学習と地域を理解する学習の充実
 - ・人権が尊重される学級づくり・授業づくり・環境づくりの推進
- オ 生徒会活動の充実
 - ・いじめ根絶宣言の活用及び生活化
 - ・あいさつ運動の推進
 - ・校内人権集会の取組による人権意識の高揚
 - ・レッドリボンの取組による人権意識の高揚
- カ 保護者の支援及び啓発
 - ・「くまもと家庭教育支援条例」の周知
 - ・「くまもと『親の学び』プログラム」の奨励
- キ 情報モラル教育の充実
 - ・教科等における情報モラル教育の充実
 - ・講演会等による生徒及び保護者の啓発

② いじめの早期発見

- ア 日常の生徒への関わり

- ・毎朝の健康観察の確実な実施
- ・「愛の1・2・3、プラスワン」の確実な実践
- ・「いじめアンケート」の実施
- イ 教育相談体制の充実及び周知徹底
 - ・いじめに関するアンケート実施後の教育相談活動
 - ・「こころのアンケート」の実施と活用
- ウ 学校運営協議会、PTA、民生児童委員、校区内区長、学校及び関係機関との連携強化

③ いじめへの対処

- ア 情報収集と共有
 - ・全ての教職員が常に「いじめは、いつ、どの学校、どの学級でも起こり得る」との認識を持ち、生徒の言動に注意を払い、いじめやその兆候を見逃さないとの意識を高く保つ。
 - ・生徒の変化等に気づいたときは、学年部、生徒指導主事、教頭等の間で速やかに情報を共有し、適宜校長に報告するとともに迅速に対応を協議し、決定する。「報告・連絡・相談」の徹底。
 - ・「学校いじめ防止委員会」のリーダーシップによる情報整理と職員への周知
- イ 記録と整理
 - ・生徒指導主事が記録を担当し、事案ごと、対象生徒ごとなどにまとめ、記録に残すとともに、説明責任を果たせる内容に整理する。
- ウ 学校相互間の連携・協力体制の整備
 - ・市内の学校間の連携を強化する。
 - ・本校区内保、小、中連携協議会の機能を充実させる。
- エ 警察との連携・協力体制の整備
 - ・山鹿警察署管内学校警察等連絡会議に参加する。
 - ・鹿央駐在所等との連絡連携を強化する。
- オ 重大事態及び対応困難な事案発生時は、市教育委員会の指導を受け、事案の解決に努める。
- カ 出席停止の手続き
 - ・出席停止の処置が必要な事案については、その効果等を慎重に協議し、判断する。学校いじめ防止委員会は、校長の判断について、適切な資料提供に努める。

④ その他の取組

- ア 文部科学省や県教育委員会からの配布資料の活用
 - ・「いじめの問題への取組の徹底について」（平18.10.19）及び「問題行動を起こす生徒に対する指導について」（平19.2.5）など、関係する通知を活用する。

3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものであるとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、市教育委員会と連携し、一体となって調査を実施する。

ウ 調査を行うための組織について

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の

事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- (ア) 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- (イ) いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- (ウ) 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- (エ) 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- (オ) 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者、関係機関とのより適切な連携を図ったうえで、対応に当たる。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方について

は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

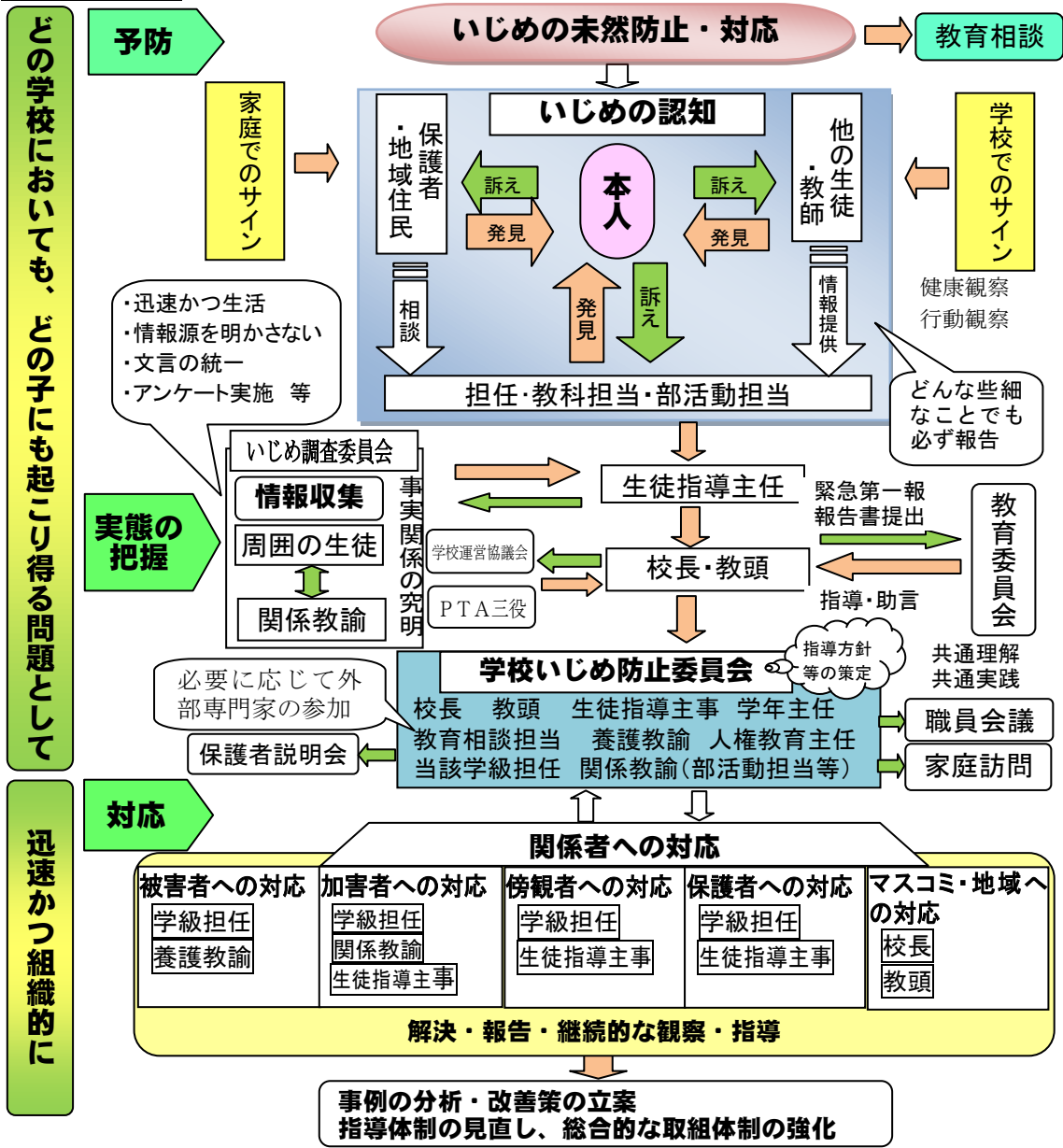
質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

イ 調査結果の報告

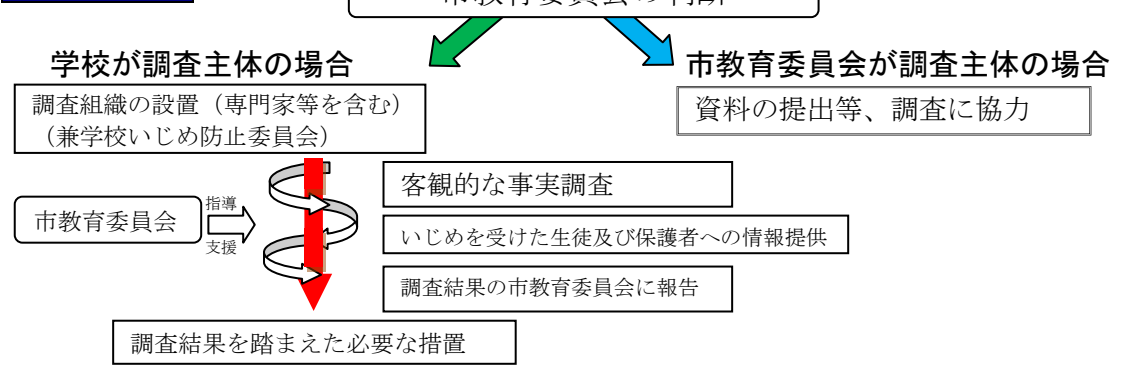
調査結果は、市教育委員会を通じて市長及び県教育委員会・知事に報告する。

【いじめ対応全体図】

通常対応



重大事態



【いじめの予防】

いじめを起こさない学校づくり ⇨ 様々な教育活動を通して、学校の創意工夫を生かした魅力ある学校づくり

いじめの起こりにくい学校にするために

- 1 子どもたちのよさを認め、誉め、励まし、伸ばすことを基本とした学校・学級経営にあたる。
- 2 小さな問題行動であっても、これらの行為を見過ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- 3 教職員が、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

保・小・中・高等学校等、校種間の連携

- 1 人権を大切にすする心、勤労観、職業観、ふるさとを愛する心などを就学前から系統的に育む。
- 2 中学1年生など人間関係における課題が出やすい段階を中心に、子どもの発達・成長に応じた豊かな体験活動などを取り入れ、人間関係づくりの力を伸ばす。

教育相談体制づくり

- 1 スクールカウンセラーや子どもと親の相談員、巡回教育相談員、市教育委員会の相談機関等の活用について、生徒や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。
- 2 校長の指導の下、教職員が児童との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

いじめの起こりにくい学校・学級

<生徒>

- 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
- 子どもたちが規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。
- 表情が明るく、にこやかで言葉遣いが適切である。
- 明るくあいさつを交わす。
- 生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 教室や学校が清潔で、整理整頓されている。
- 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。
- 地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。

<教職員>

何も起こっていない時の指導が大切！

- 校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
- 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受け止めて聞いている。
- 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
- 教職員自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを強く自覚している。

子どもの豊かな心と実践力の育成

- 1 道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- 2 児童会など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

教職員の在り方

- 1 教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
- 2 人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- 3 効果的な校内研修の方法を工夫する。
- 4 家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。

「命を大切にすする心」を育む指導プログラム

道徳の時間を通した未然防止への取組

意図的・計画的

<内容項目>

- 思いやり
- 友情
- 生命の尊重
- 正義
- 公正・公平
- よりよい社会の実現

<道徳的実践力の育成>

人権尊重の観点から、被害者、加害者、観衆、傍観者それぞれの立場で考え、「いじめを許さない」、「いじめをなくしていこう」とする意欲を育てる。

ケーススタディ等を取り入れるなど、共感できる授業の工夫。

他の教育活動との関連を図り、繰り返し指導や体験活動を通して、実感が伴うものにしていく。

特別活動を通した未然防止への取組

<学級活動>

- いじめの問題を学級全体の問題として共に考え、解決していく態度を培う。

<生徒会活動>

- 生徒が、自分たちの学校生活を自らの力で向上させることができるように指導・援助する。

<学校行事>

- 主体的な参加方法を工夫し、協力して成し遂げる喜びを体得させる指導を工夫する。

<部活動>

- 先輩後輩の望ましい人間関係の在り方について、日常の実践を通して体得できるよう指導・援助する。

【いじめの未然防止のための校内体制】



【いじめの早期発見・早期対応の取組と実施時期】

いじめは、どの子にも、どの学校でも起こり得る

しない、させない、見逃さない！

いじめられている子の立場に立ち、徹底して守り通す

いじめに係る情報収集・実態の把握

1 教師が豊かな感性で日頃から生徒理解・観察に努める。
2 生徒との信頼関係を築くとともに、生徒へのいじめ防止アンケート調査や教師間の情報交換、教育相談の充実等を通して早期発見に努め、事実を隠へいすることなく迅速に対応する。

いじめに関する情報収集・実態把握の方法

- 1 こころのアンケート（年5回）
- 2 心のアンケート調査（12月）
- 3 教育相談（日常）
- 4 日常的な観察
- 5 生活日記（日常）

迅速かつ組織的に対応

いじめの判断について

本人や保護者からいじめの訴え、いじめの目撃、いじめの目撃情報等

詳細な調査の実施（関係生徒からの聞き取り、アンケート調査等）

いじめの判断「いじめである」ことを説明、あるいは「いじめとは言えない」ことの説明

いじめのサイン発見チェックリスト（学級担任用）

- 登校時間が遅れがちである。
- 表情が暗く、あいさつの声が小さい。
- 服装が汚れたり破れたりしている。
- 欠席が続いている。
- 腹痛や頭痛が続いている。
- 話しかけても目を合わせようとしない。
- おどおどした様子が見られる。
- 発表を笑われたり、からかわれたりしている。
- 班やグループを作る時に孤立している。
- 提出物や学習用具を忘れて忘れる。
- 教科書やノートに落書きが多く見られる。
- 遊んでいる時にも笑顔が少なく、表情が暗い。
- 呼び捨てやあだ名で呼ばれることが多い。
- 職員室や保健室に出入りすることが多い。
- 人目の付かない場所に行くことが多い。
- 給食配膳時に避けられる様子が見られる。
- 給食の食べ残しが多い。
- 周囲の友だちと会話が弾まない。
- 準備や片付け、仕事を押しつけられている。
- 休みがちで、参加意欲の低下が見られる。
- 準備や後片付けを押しつけられることが多い。
- 下校時刻になっても学校に残ろうとする。
- 一人で帰ることが多い。
- 作品掲示物や机に落書きや破損が見られる。
- 上履きなど物がなくなることがある。
- 欠席の日にプリント類を届ける友だちが少ない。
- 日記で嫌だったことなどをよく書いてくる。
- 急激な成績や学習意欲の低下が見られる。

子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）

- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。
- 学校のことをあまり話さなくなった。
- 朝から体の不調を訴え、登校をしづらくなった。
- 感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。
- すり傷やあざ等を隠すようになった（風呂にはいることや裸になることを嫌がる、自分でけがをしたという）。
- 家族と過ごすことを避け、部屋にひとりであることが多くなった。
- 友だちからの電話に、暗い表情が見られるようになった。
- 学用品をなくしたり、壊すことが増えた。
- 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった。
- 衣類が破れていたり、汚れていることが増えた。
- 食欲がなくなった。
- 言葉遣いが乱暴になった。
- 家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。
- 友だちからの電話で、急に外出することが増えた。
- 投げやりで集中力が続かないようになった。
- 「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。
- 友だちへの口調が命令口調になっている。
- 家で買いた物ではない物を持っている。
- 家で与えた以上のお金を持っている。

教職員間の共通理解・共通実践

- 常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- 職員朝会等において、生徒指導主事等による「生徒の状況報告」を行う。
- 生徒指導推進委員会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 保健室（養護教諭）から情報の提供を受ける。
- 部活同顧問から情報の提供を受ける。

いじめに係る情報の収集及び実態把握

地域からの情報

- 公園等で一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- コンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道端や公園等で、一人でぼつんとしている。
- 集団（遊み）の中で、一人だけ様子がおかしい。

PTA等に対し、子どものサイン発見チェックリスト等について周知し、児童の様子等を報告してもらう。（12月）

【いじめに対する措置】

(1) いじめの被害者への対応

いじめられた児童の側に立った親身の対応

本人のつらい気持ちを理解し、心理的ケアを施す

全力で守りとおすこと、秘密を守ることを保障

学校・家庭間の緊密な連絡

教師の対応

- 1 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるように努める。
- 2 被害を受けた児童の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り抜く姿勢を示す。
- 3 告げ口をしたら仕返しをされるという不安感を取り除き「自分を守ってくれる」という安心感を与えるように努める。
- 4 被害を受けている児童に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるように根気強く指導し、自信を持たせる。
- 5 学校生活の中で学級内の座席、係・当番活動等のグループ編成に配慮し、何でも話し合える雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- 6 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- 7 家庭との連携を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- 8 加害者の生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分聞き、受容した後で、冷静判断するように促す。
- 9 子育てに自信を失っている保護者には、連携を図りつつ元気づける。

具体的な対応

受容・傾聴・共感

- 1 話しをうなづきながら聴く
 - ・子どもの訴えについて、顔を見ながら一言一言うなづきながら聴くことにより「あなたの言うことはしっかり聴いている」という暗黙のメッセージを伝える。
- 2 本人の訴えたことばを復唱する
 - ・「あなたの話をこんなにしっかり聞いている」というメッセージになり、子どもに安心感を与える。
- 3 話しが混乱しているときには、その内容を整理して伝える
 - ・教師が事実関係の掌握に誤りがないかどうかを確かめる。
 - ・被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。
- 4 わからないことを質問する
 - ・話していることがよくわからないからといって子どもの話しを遮ってまで聴かない。
 - ・「わかからないことがあるから質問していいか？」と尋ねてから聴く。
 - ・不明確なところを簡潔に整理してから質問する。
- 5 本人が努力していることを支持する
 - ・「一生懸命耐えていたね」

家庭での対応等として

- 1 いじめられている事実が判明した場合の対応
 - ・家庭における「子どもの居場所」を確保する。
 - ・不安を除去し、安全の確保に努める。
 - ・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
 - ・学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
 - ・ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
 - ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。
- 2 些細な変化（危険信号）に気づく（特に自殺のサイン）
 - ・死につながるような発言はないか？
 - ・自殺のニュース等に対し同情する発言はないか？
 - ・眠れない様子はないか？
 - ・死を賛美する言動はないか？

好ましくない対応・考え方

- 1 いじめの存在に気づかない
 - ・「本人がいじめを告白しないといじめはわからない」という考え方。
 - ・「いじめられているようには見えなかった（楽しそうにしていた）」等。
- 2 いじめの深刻さに気づかない
 - ・「いじめられる方にも問題がある」という考え方。
 - ・「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」という考え方等。
- 3 否定認識や不用意な発言
 - ・「やられたらやり返しなさい」・「反抗できない方が悪い」・「負けるな、頑張り、いい試験だ」
 - ・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言
 - ・生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
 - ・「被害者保護優先」を無視した発言・自己防衛的な発言・被害者の「痛み」に共感を示さない発言
 - ・具体性のない発言等。
- 4 不適切な対応
 - ・十分な事実確認をしないで被害者加害者の話し合いの場を持つ。
 - ・本人や相手の合意を得ないまま対面の話し合いを持つ。
 - ・日時、話し合いのルール等を定めない。
 - ・どちらの言い分が正しいかを決めつける。
 - ・教師が裁判官的な立場で対応する。
- 5 外部の情報等を活用しない
 - ・「密室」の対応になっている。
 - ・いじめ防止に役立つ記録等を公開しない。

〈確認すること〉

| | |
|--------------|---------|
| いつからいじめがあるのか | どんな時に |
| どんなことから | きっかけは |
| どこで | どんな方法で |
| 1対1 | 複数 グループ |
| | 誰が指示 |

(2) いじめの加害者への対応

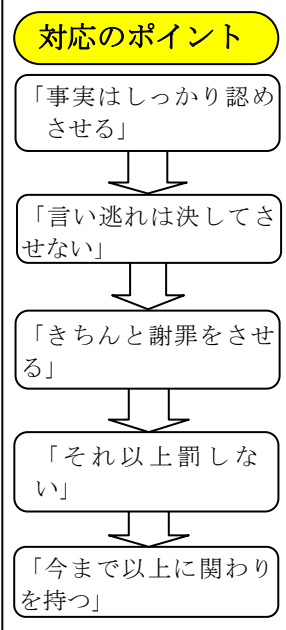
いじめは「人権侵害」である ⇒ 「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導

- 基本的な姿勢** その場の指導に終わることなく、いじめが完全になるまで継続的に指導する。
- 1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできないことである」ことを厳しく認識させる
 - 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。
 - 3 励まし合い、助け合いによってよりよい集団をつくろうとする意欲を持たせる
 - 4 加害生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する
 - 5 教師は、どの生徒も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる

いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景について、共感的に理解するとともに、いじめた児童の心の内面理解するよう努める。心理的ケアを十分におこなう。

- 教師の対応**
- 1 いじめを完全にやめさせる。
 - 2 いじめの問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
 - 3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
 - ・何がいったのか
 - ・どんなことからいつ頃から
 - ・どこで
 - ・どんな気持ち
 - ・どんな方法で
 - ・誰が指示したか
 - ・複数 等
 - 4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられて生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
 - 5 相手に与えた苦しみ、痛みを気づかせる。
 - 6 課題解決のための支援を行い、自分自身で解決する方法を考えさせ努力させる。
 - 7 学級活動をとおして、役割・活動・発言の場を与え、認め・ほめ、所属感や成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
 - 8 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
 - 9 必要な場合は、警察等の関係機関と連携し対応する。

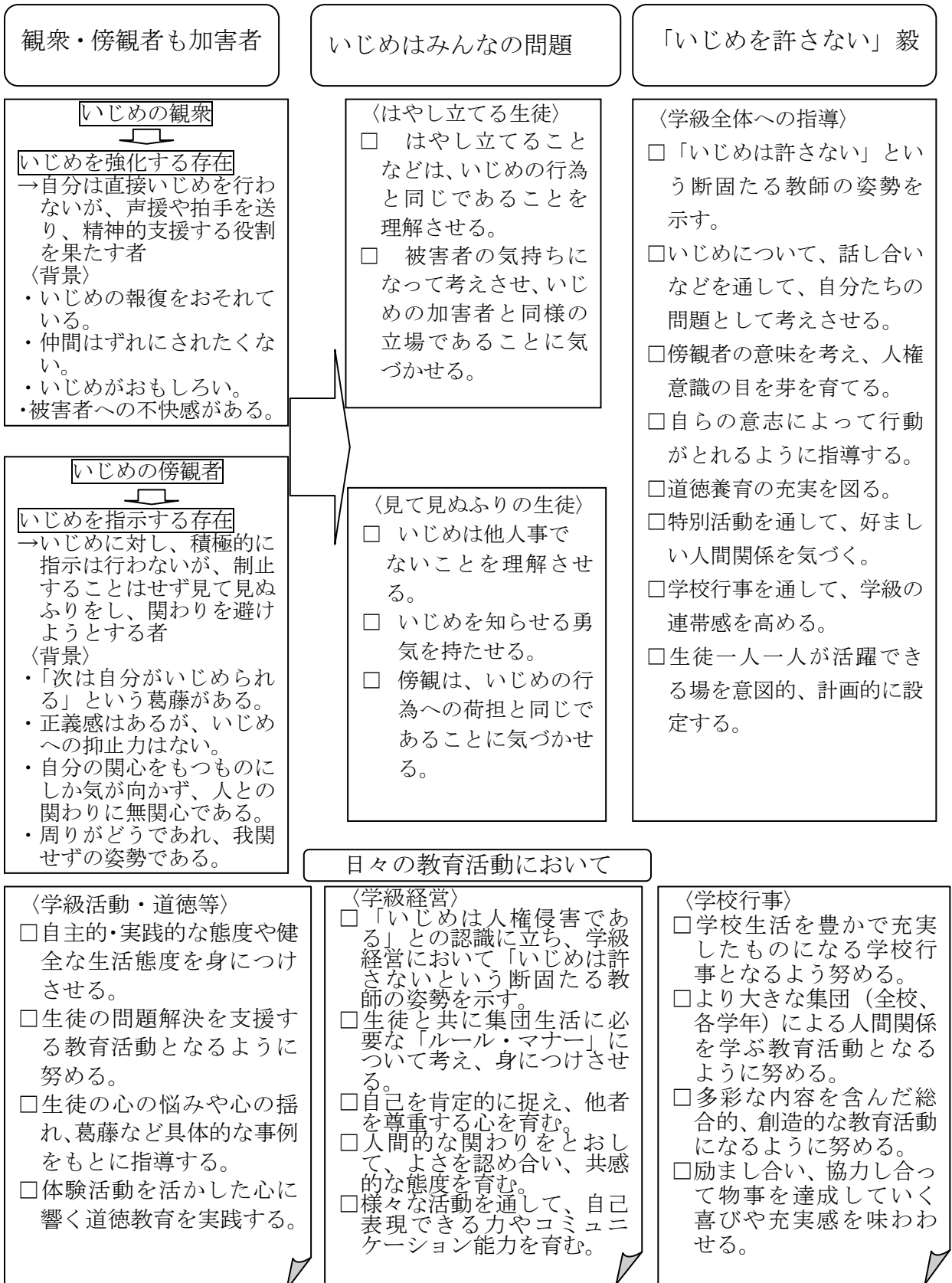
- 保護者への対応**
- 1 保護者の心情を理解する
 - ・保護者の心情：怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安 等。
 - ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 - ・子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
 - 2 事実関係は正確に伝える。
 - ・憶測で話しをしない。
 - ・問題とは直接関係のないことまで話しを広げない。
 - 3 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。
 - ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法等保護者の意向を踏まえて対応する。
 - 4 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す。
 - ・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。



- 好ましくない対応**
- 1 権威的な指導
 - ・学級等みんなの前でいじめた児童を非難する。
 - ・体罰を行う。
 - ・子どもの人格を否定するような発言をする。
 - ・命令口調で対応する。
 - ・過去を引き合いに出す。
 - ・追い詰めたり、問い詰めたりする。
 - ・兄弟姉妹と比較する。
 - 2 基本認識を誤った指導
 - ・何もかも「いじめ」と決めつける。
 - ・教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断する。

- 家庭での対応として** 子どもにとって何が悪いのか
- 1 両親が一緒に叱責しない。
 - ・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
 - 2 事実を聞き出す
 - ・どんな行動をしたのか。
 - ・その結果どうなったのか。
 - 3 徹底的にいじめを否定する
 - ・「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない。」
 - ・「いじめられた子は苦しんでいる」
 - ・あなたの気持ちは分かった、一緒に考えよう」 等
 - 4 きちんと謝罪する
 - ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
 - 5 今まで以上に子どもとの関わりを持つ

(3) いじめの観衆・傍観者等への対応



【「ネット上のいじめ」への対応】

ネット上のいじめとは

ネット上のいじめの特徴

- 1 不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間できわめて深刻になる。
- 2 インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 3 インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からのアクセスされる危険性がある。
- 4 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態把握が難しい。

「ネット上のいじめ」の態様

- 1 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
 - 誹謗中傷の書き込み
 - 個人情報の無断掲載
 - なりすまし等
- 2 メールでの「ネット上のいじめ」
 - 誹謗中傷するメール
 - チェーンメール
 - なりすましメール等
- 3 その他
 - 口込みサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み等

携帯サイトの現状

「プロフ」の実態

簡単にいじめができ、教師や親が気づきにくい。

- 個人情報……実名、電話番号、学校名、顔写真等が平気で掲載され、それらの個人情報が悪用される。
- なりすまし……ある子どもの顔写真を勝手に使ってプロフを作成し、そこに根も葉もない情報を書き込む。また、異性になりすまし、出会い系サイトに誘い込む。
- わいせつ画像……サイトへのアクセスを増やすために過激な写真を貼る。

「学校裏サイト」の実態

掲示板で「きもい人ランキング」等悪口が書き込まれる。

- 学校別に掲示板を作成している。
- 教師、クラスメイト、先輩、後輩等の評判、誹謗中傷等が書き込まれる。
- 身近な大人、知人が実名で語れる。
- 携帯電話からしかアクセスできないサイトが多い。
- パスワードがないと入れない。

「ネット上のいじめ」のきっかけ

- 返事が遅い
- 内容が短い
- 絵文字がない等

このような些細なことでも、いじめのきっかけになり得る。

掲示板等への誹謗中傷への対応

ネットいじめの発見、生徒・保護者からの相談

書き込み内容の確認

- 当該掲示板等のアドレスの確認と記録
- 書き込み内容の保存（プリントアウト）
- ※携帯電話の場合は、画面をカメラで撮影等

掲示板等の管理者に削除依頼

- 管理者への連絡方法（メール）の確認
- 利用規約等の確認の上、削除依頼を実施。
- ※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名等の個人情報を記載する必要はない。

掲示板等のプロバイダに削除依頼

- 管理者に削除依頼されても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合等は、掲示板のサービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。
- ※削除されない場合は、メール内容等の確認する。それでも削除されない場合は法務局等に相談する。

「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

1 児童への対応

- 被害生徒への対応
 - きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。
- 加害生徒への対応
 - 加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べる等適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
- 全校生徒への対応
 - 個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校生徒への指導を行う。

2 保護者への対応

- 迅速に連絡し家庭訪問等を行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

※インターネットホットラインセンターの活用

誰にでもインターネットで利用可能。インターネット上の違法・有害情報の通報窓口として警察への情報提供等を行う。

【重大事態への対応】

自殺のサインと対応

自殺の心理

- ひどい孤立感…「居場所がない」、「誰も自分のことを助けてくれない」等。
- 無価値感…「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」等。
- 強い怒り…自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れられず、やり場のない怒りが自分に向けられる。
- 思い込み…自分が今抱えている苦しみは永遠に続くという思い込みから来る絶望感。
- 心理的視野狭窄…自殺以外の解決方法が全く思い浮かばない。

自殺の危険因子

- 自殺未遂…薬の大量服用、リストカットなど死に直結しない自傷行為。
- 心の病…うつ病、統合失調症、パーソナリティ障害、薬物乱用、摂食障害等。
- 安心感のない家庭環境…児童虐待、保護者の養育態度のゆがみ等。
- 独特の性格傾向…極端な完全主義、二者択一思考、衝動的、喪失体験等。

<「秘密にしてほしい」という子どもへの対応>

「死にたい」と相談に来た子どもが、「このことは誰にも言わないで」と訴えてくるのがよくある。

その際、そのことを知った教師だけで、ただ見守るだけの対応に陥りがちであるが、万一の場合は、責任を問われることにもなりかねない。しかし、一方で訴えに応じなければ、その子どもとの信頼関係が壊れるかも知れない。実は、子どもが恐れているのは、自分の秘密を知られることではなく、それを知った際の周りの反応である。子どもは、大人の過剰な反応にも、無視するような態度にも、どちらにも深く傷つく。

子どものいるところで、保護者に過剰な反応やその正反対に無視するような態度をとらずに子どもの心のうちを理解してほしいと伝えると子どもは安心する。また、学校では、守秘義務に立ちながらどのように校内で連携できるか、共通理解を図ることができかが大きな鍵となる。

要因・背景の理解

自殺直前のサイン

- 自殺のほのめかし、自殺計画の具体化。
- 自傷行為。
- 行動、性格、身なりの突然の変化。
- けがを繰り返す傾向。
- アルコールや薬物の乱用。
- 重要な人の最近の自殺。
- 最近の喪失体験。
- 別れの用意（整理整頓、大切なものをあげる等）。
- 家出や放浪をする。
- これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う。
- 物事に集中できなくなる。
- いつもなら楽々できるような課題が達成できない。
- 成績が急に落ちる。
- 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- 投げやりな態度が目立つ。
- 身だしなみを気にしなくなる。
- 不眠、食欲不振、体重減少などの様々な身体の不調を訴える。
- 自分より年下の子どもや動物を虐待する。
- 学校に通わなくなる。
- ひきこもりがちになる。
- 過度に危険な行為に及ぶ。

総合的に判断することが重要

不幸にして自殺が起きてしまったときの対応

<自殺が起きた後の一般的な反応>

- ・自分を責める…「あのときに一声かけていれば…」
 - ・他人を責める…「○○君の態度が追い詰めた」
 - ・集中できない、ひとりぼっちでいる、話をしなくなる。
 - ・一人でいることを怖がる、子どもっぽくなる。
 - ・まるで何もなかったかのように振る舞う。
 - ・反抗的な態度をとる。
 - ・食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛、下痢、便秘、身体のだるさ等。
- <配慮が必要な人> 心のケア
- ・自殺した子どもと関係の深い人…親友、ガール（ボーイ）フレンド、同級生、部活動仲間等。
 - ・元々リスクのある人…これまで自殺未遂におよんだり、自殺をほのめかしたことのある子ども。
 - ・現場を目撃した人…現場を目撃した人、遺体に直接対応した人。

スクールカウンセラー等との連携

真剣に、精一杯関わる

対応の原則・留意点

- 生徒の行動等の変化の背景にある意味の一つ一つを丁寧に理解する。
- 生徒の「死にたい」という訴えや自傷行為を軽視しないでしっかりと受け止める。
- 安易に励ましたり、叱ったりしない。
- 言葉に出して心配していることを伝える。
→「死にたいくらいにつらいことがあるんだね」としてもあなたのこと心配だ
- 率直に尋ねる。
→「どんな時にそう思うの？」
- 絶望的な気持ちを傾聴する。
→そうならさるを得なかった状況を理解しようとする
- 安全を確保する。→当該児童生徒一人にしないで寄り添い他者へも適切な援助を求めるようにする。
- 一人で抱え込まない。
→組織的に対応する。
- スクールカウンセラー等、専門家との連携を図る。
- 急に生徒との関係を切らない。
→継続して関わるような配慮。
- 生徒に必要な自殺予防の知識**
- ひとくち落ち込んだときには相談する。
→相談できることはすばらしい能力であることを伝える
- 友だちから「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ。
- 自殺予防のための関係機関（相談機関や医療機関）について知っておく。

対応の原則 二次被害の予防！

<校長を中心とした役割連携>

- 校長のリーダーシップ…遺族への対応、保護者会、記者会見等
→「子どもを守る」、「遺族のサポート」、「第二の犠牲者を出さない」ことを念頭に「緊急対策チーム」を編成し対応する。
- 情報の取扱い…正確な情報発信、プライバシーへの配慮。
→自殺の手段を詳細に伝えない、自殺を美化しない、遺書や写真を公表しない、原因を単純化しない、センセーショナルに扱わない、特定の誰かの責任にしない等。
- 遺族への対応…遺族の要望を尊重し、柔軟に対応する。亡くなった子どもの兄弟姉妹へのサポート、兄弟姉妹が他校にいた場合は、連携し対応する。
- 保護者への対応…今回の事実や学校の対応、今後の予定を知らせる。子どもへの接し方、相談機関等の情報等について伝える。
- マスコミへの対応…一貫した情報発信を心がける。プライバシーへの配慮と連鎖自殺の防止のために情報の取扱いには注意する。
- 学校再開（発生後初めて登校する日）…子どもたちへの伝え方について、校内放送や当該クラスに出向くなど安全策を講じるよう配慮し、子どもの些細な変化に対応できるよう、スクールカウンセラー等専門家と連携し対処する。

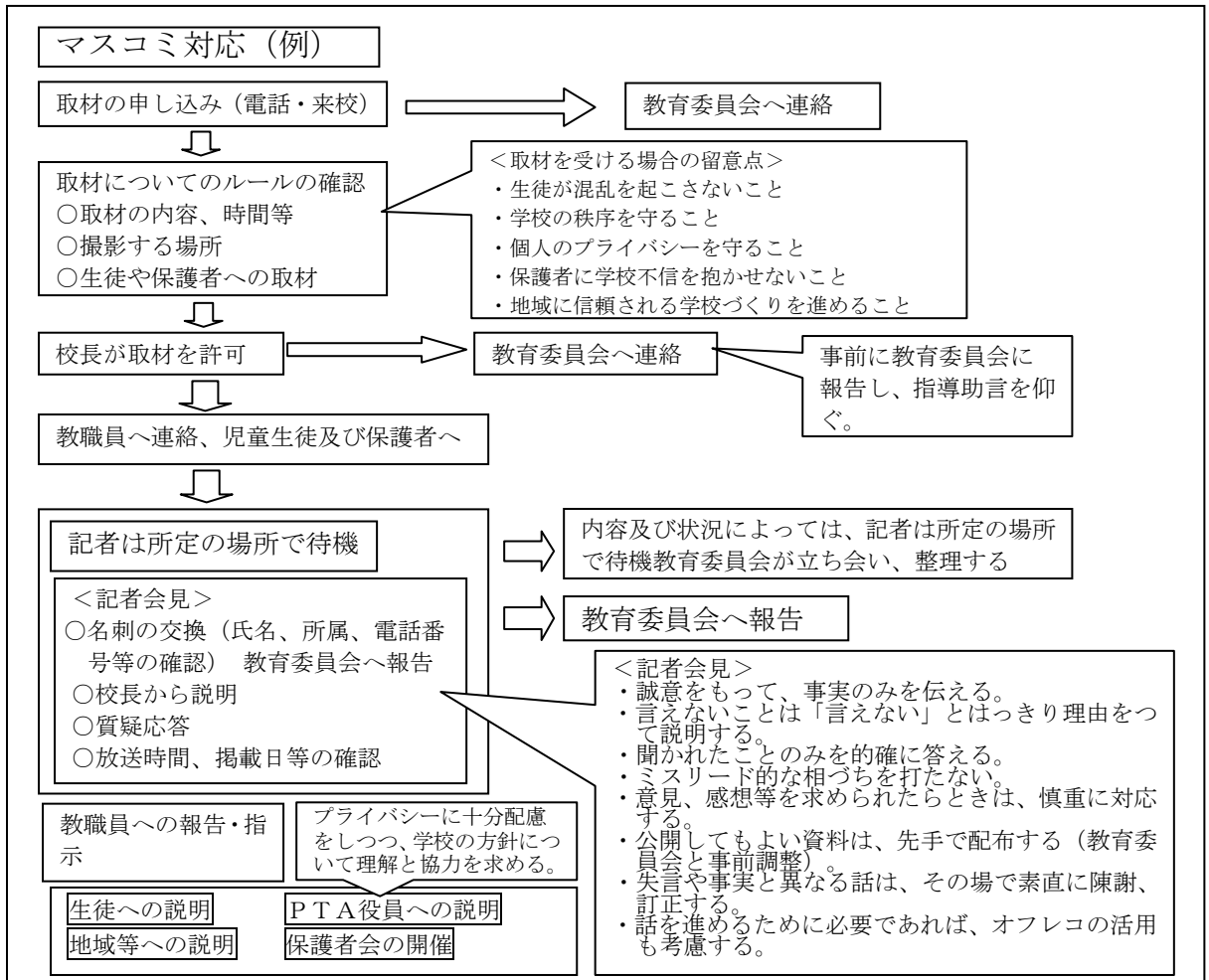
【地域社会・マスコミ等への対応】

窓口は一本化、憶測・推測で発言しない！



マスコミ対応の基本

- 学校（校長）が主体性を持って説明すること
- 確実な事実のみを話すこと
- 人権及び個人のプライバシーを守ること



<マスコミからの質問想定>

- 1 想定質問
 - (1) いつ(2) どこで(3) 誰が(4) どういう状況で(5) 何を(6) 何によって(7) どうした(8) 何故(理由)(9) どれくらい(期間)(10) 学校の対応について
- 2 質問に対する返答の際の留意事項
 - 質問をよく聞くこと。
 - 感情的にならないこと。
 - 現時点で判明している事実をもとに、何がわかっていることで何が不明なことであるのか、学校としてどう対処しようとしているのかなどを整理し、明確に伝える。
 - 肝心な情報は省かない。
 - 文書によるコメントを準備しておく。
 - 個人情報には十分に配慮する。
- 3 伝えるべきこと
 - 学校は対策委員会を設置し、問題に取り組んでいること。
 - ことの重大さを認識していること。
 - 問題の解決に向けて責任を持って臨むこと。
 - 新たなことが判明し次第公表すること。
 - 生徒及び保護者等へ及ぼす影響を最大限考慮してほしいこと。

PTA、地域社会等への対応

- 1 保護者への情報提供

問題を学校のみで解決することに固執せず、日頃から情報の提供に努める。
- 2 PTA等との連携協力

学校と保護者や地域代表との情報交換や意見交換の機会を設ける。
- 3 懇談会のもち方

開催時間や開催場所について、多くの保護者等が参加できるように工夫するとともに、休日や学校外（地域公民館等）での開催も検討する。